

投 稿 規 定

一、会誌の名称と目的

本誌は『南島史学』と称し、南島史学会の会誌として、会員による研究成果の発表およびこれに関連する情報を提供するため、年一回十一月に刊行されます。

二、投稿資格

該当年の会費を納入した南島史学会会員の方は自由に投稿できます。投稿規定並びに執筆細則を熟読の上投稿してください。なお編集委員会は会員または非会員に対して寄稿を依頼することがあります。連名による共著の場合は、共著者のうち少なくとも1名が会員である必要があります。

三、審査

投稿、依頼を問わず、寄稿された原稿を掲載するか否かは別に定める査読規定に基づいて編集委員会で審査の上決定します。

四、投稿区分

本誌には、「論文（研究成果の発表）」「研究ノート（試論的報告、史料・資料の紹介など）」「書評・紹介（新刊書などの紹介コメント、オリジナルな評価や見解など）」という投稿区分があります。

五、枚数

原稿枚数は、「論文」「研究ノート」については四〇〇字詰め原稿用紙換算で六〇枚以内、「書評・紹介」については一〇枚以内とします。いずれも本文、注、キーワード、目次、参照文献、図表を含めます。ただし日本語要旨、欧文要旨は枚数には含みません。

六、校正

校正は原則として著者校正のみで、再校までとします。校正は誤字・脱字などの訂正にとどめ、再校は初校段階の訂正を確認するだけの作業となります。審査制度を設けていますので、採用決定後の誤植以外の修正は原則として認めません。大幅な加筆、修正があった場合は、審査制度に抵触しますので、掲載延期や取り消しとなることがあります。

七、投稿形式

投稿は原則として電子文書によるものとし、e-mailの添付ファイルまたは電子媒体（USB、CDRなど）の郵送で受け付けます。図表や写真は可能なかぎり本文中に挿入してください。

八、抜き刷り

抜き刷りは論文に限り二〇部無料作製します。それ以上ご希望の場合は別途有料となります。

九、著作権

本誌に掲載する論文等の著作権は、南島史学会が保持いたします。

十、提出先および問い合わせ

投稿原稿の提出および問い合わせは『南島史学』編集委員会までお願いします。

『南島史学』執筆細則

一、構成

論文：題名、日本語要旨、キーワード、目次、本文、注、参考文献、英文要旨

研究ノート：題名、本文、注、参考文献

書評：編・著者名、書名、副題、版数、出版地、出版社、刊行年、総頁数、定価を明示

二、日本語要旨（論文のみ）：四〇〇～八〇〇字

三、英文要旨（論文のみ）：八〇〇語～一〇〇〇語

四、英文タイトル

論文、研究ノートには英文タイトルをつけてください。

五、キーワード

論文には日英五語程度のキーワードをつけてください。

六、図表

図表は執筆者が作製したものをできるかぎりそのまま使用します。トレースを必要とする場合実費をご負担いただきます。

南島史学会誌『南島史学』掲載原稿に関する査読規定

一、目的

南島史学会は、学会誌『南島史学』に掲載される「論文」、「研究ノート」が学術研究にふさわしい高度な水準を保ちうるよう査読の制度をおく。本制度の運営については、編集委員会が責任を負うものとする。

二、査読者

編集委員会は、投稿された「論文」、「研究ノート」一編につき原則として二名以上の査読者を選定し査読を依頼する。編集委員会は査読者名を公開しない。

三、査読方法

(一) 査読者は査読対象の「論文」、「研究ノート」に対して、以下の項目を念頭において可、不可の評価を行う。

内容

- (ア) 南島研究としての主題の妥当性
- (イ) 南島研究への寄与度
- (ウ) 議論の展開の適切さ
- (エ) 内容の正確さ
- (オ) 資料および文献の取り扱いの適切さ

表現・形式

- (ア) 表題の適切さ
- (イ) 文章の表現力・読みやすさ
- (ウ) 章・節など全体構成の適切さ
- (エ) 図表の作成・説明の適切さ
- (オ) 参照文献の妥当性・引用の仕方の適切さ

(二) 査読者は前項の項目に基づいて総合的に判断し、次の四投階の判定を行う。

- (ア) 掲載可（このまま掲載が可能）
- (イ) 修正条件付きで掲載可（技術的で微細な訂正のみ必要。再査読

不要)

(ウ) 修正後要再査読 (ある程度以上の書き直しが必要。再査読必要。)

(エ) 掲載不可ないしは投稿区分の変更

(三) 査読者は、総合評価および判定について、編集委員会に対して意見を述べなければならない。

(四) 編集委員会は、査読結果を投稿者に通知する。

五、掲載原稿の決定

(一) 編集委員会は、査読者による査読結果を十分に斟酌して、掲載原稿を決定しなければならない。

(二) 掲載原稿の決定は、編集委員の過半数の賛成によって行う。

六、規定の改正

本規定の改正は、南島史学会総会において、出席者の過半数の賛成をもって承認されたときに成立し、可否同数のときは議長の決するところによる。

附則

この規定は二〇十三年六月一日より施行する。